

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

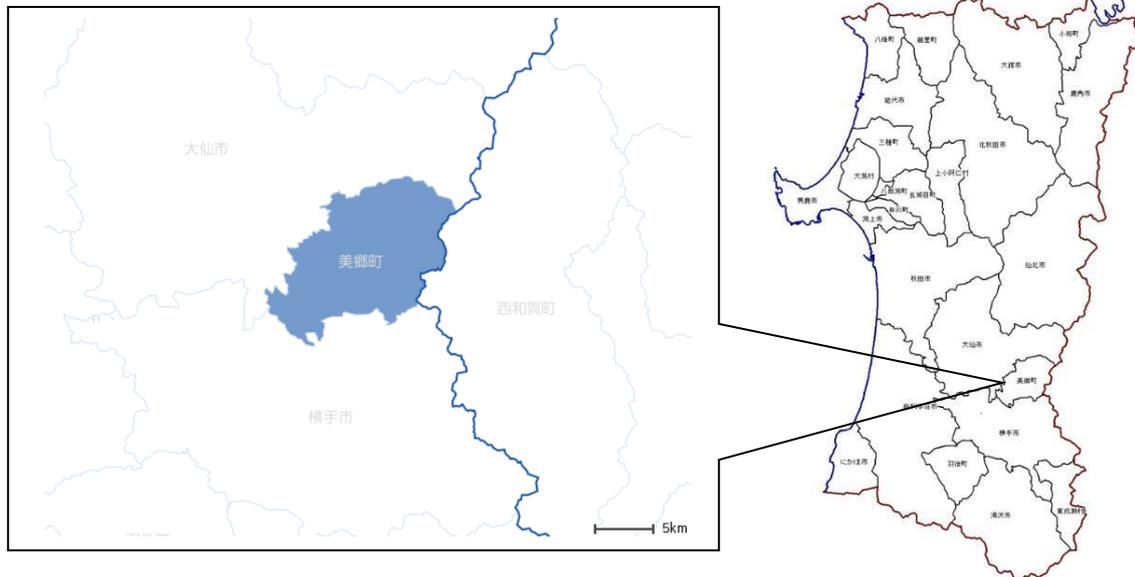
(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

当町は、2004年(平成16年)11月1日に旧千畑町、旧六郷町、旧仙南村が合併し、誕生した町である。秋田県の南部、仙北平野南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、北・西は大仙市にそれぞれ接している。

当町の総面積は168.34km<sup>2</sup>で、東西に約14km、南北に約20kmの広がりをもっている。西側は標高40mから50mの発達した扇状地の扇端部にあり、県内有数の穀倉地帯を形成し、東側は奥羽山脈の山々が連なっている。

気候は内陸型積雪寒冷地気候に属し、冬季には積雪も多く氷点下15℃にもなり、夏季は30℃以上に達する寒暖の明確な地域である。冬期間の積雪は、日本海からの雪雲が出羽丘陵を越えて奥羽山脈にぶつかるため、多積雪地帯となっており、美郷町は特別豪雪地帯に指定されている。降雪量は平野部で150cm、東部山間部では300cmに達する。また、北西の強い季節風が時には猛吹雪となる。



②想定される災害リスク

美郷町業務継続計画によると地震災害は、町全域が被災地域となる可能性が高く、災害発生のお知らせや発生前の避難が困難であることから、他の災害と比較して応急業務の業務量が著しく増大することが想定されている。また、電気・通信・道路等の公共インフラに加え、商工会事務所が使用不能となるおそれもあり、対処が最も困難な災害であると考えられる。このため、本計画において想定する主たる災害は地震災害とするが、風水害等の災害発生時においても、本計画の内容を適宜準用するものとする。さらに、新興感染症により、国民の大部分が十分な免疫を有していない状況下で、全国的かつ急速な感染拡大が生じ、美郷町においても町民の生命および健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、国、県および町が講じる対策に準じて対応するものとする。

美郷町において大規模な災害を生じさせる可能性が高い災害

項目	地震災害	風水害
被災地域	全域	主に河川周辺の地域
主な被災内容	建物倒壊、火災等	床上・床下浸水、土砂崩れ等
災害発生の予報	不可能（地震は突発的に発生する。）	可能（気象庁の気象警報・注意報による。）
災害発生前の避難	不可能	可能
参考とした資料	美郷町防災マップ、美郷町地域防災計画等	美郷町防災マップ、美郷町地域防災計画等

③被害想定

■想定する地震

本計画では、一定程度の発生確率があり、商工会事務所の建物に大きな被害が生じる可能性が高いと想定されている「横手盆地－真昼山地連動地震」を、想定地震として設定する。

■発災条件

想定する地震の規模が同一であっても、発生時刻等の条件により、社会的被害の状況や非常時優先業務に必要な資源の確保状況は大きく異なる。本計画においては、人的被害および建物被害が大きく、職員の参集や初動対応が特に困難となることが想定される「冬季の深夜（午前2時）」を発災条件として設定する。

■被害想定

想定される主な被害は、商工会事務所の建物被害、職員及び関係者の人的被害、地域住民の避難者数の増加に加え、電力、通信、上下水道、LPガス等のライフラインにおける機能停止または機能低下である。これらの被害により、商工会業務の継続に重大な支障が生じることを想定する。

項目		美郷町	
マグニチュード		8.1	
最大震度		7	
建物被害	全壊棟数（棟）	9,828	
	半壊棟数（棟）	4,857	
	消失棟数（棟）	206	
人的被害	死者数（人）	671	
	負傷者数（人）	2,147	
	うち重傷者数（人）	766	
避難者数	1日後（人）	12,076	
	4日後（人）	12,322	
	1カ月後（人）	11,265	
ライフライン被害	電力	停電世帯数（世帯）	8,089
	通信（固定電話・インターネット）	不通回線数（本）	2,026
	上水道	断水人口（人）	16,538
	下水道	機能支障人口（人）	3,554
	LPガス	供給支障人口（人）	6,555

◎出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月）

「横手盆地 真昼山地」地震により想定される被害状況

横手盆地 真昼山地連動 (M=8.1) 詳細法

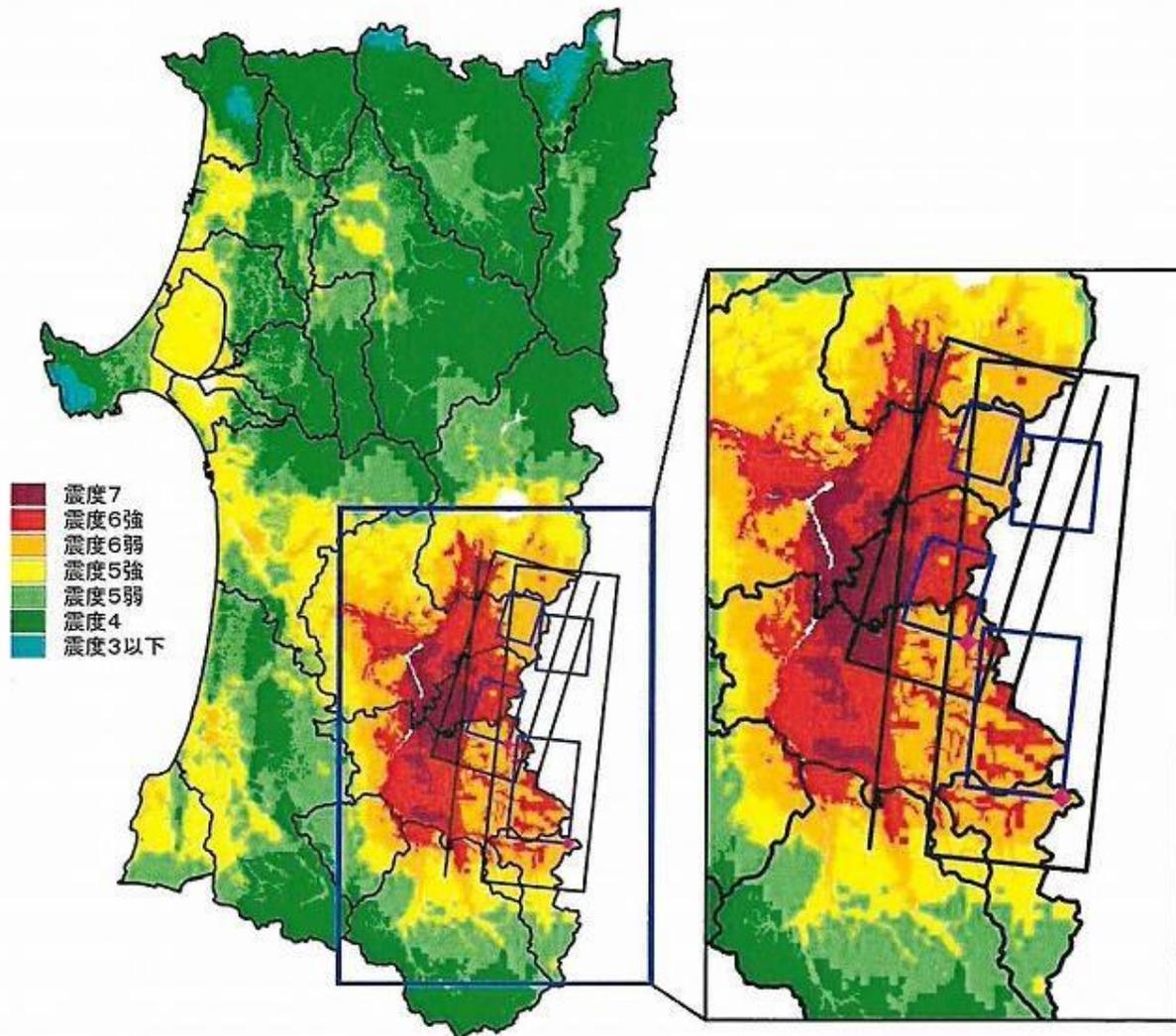


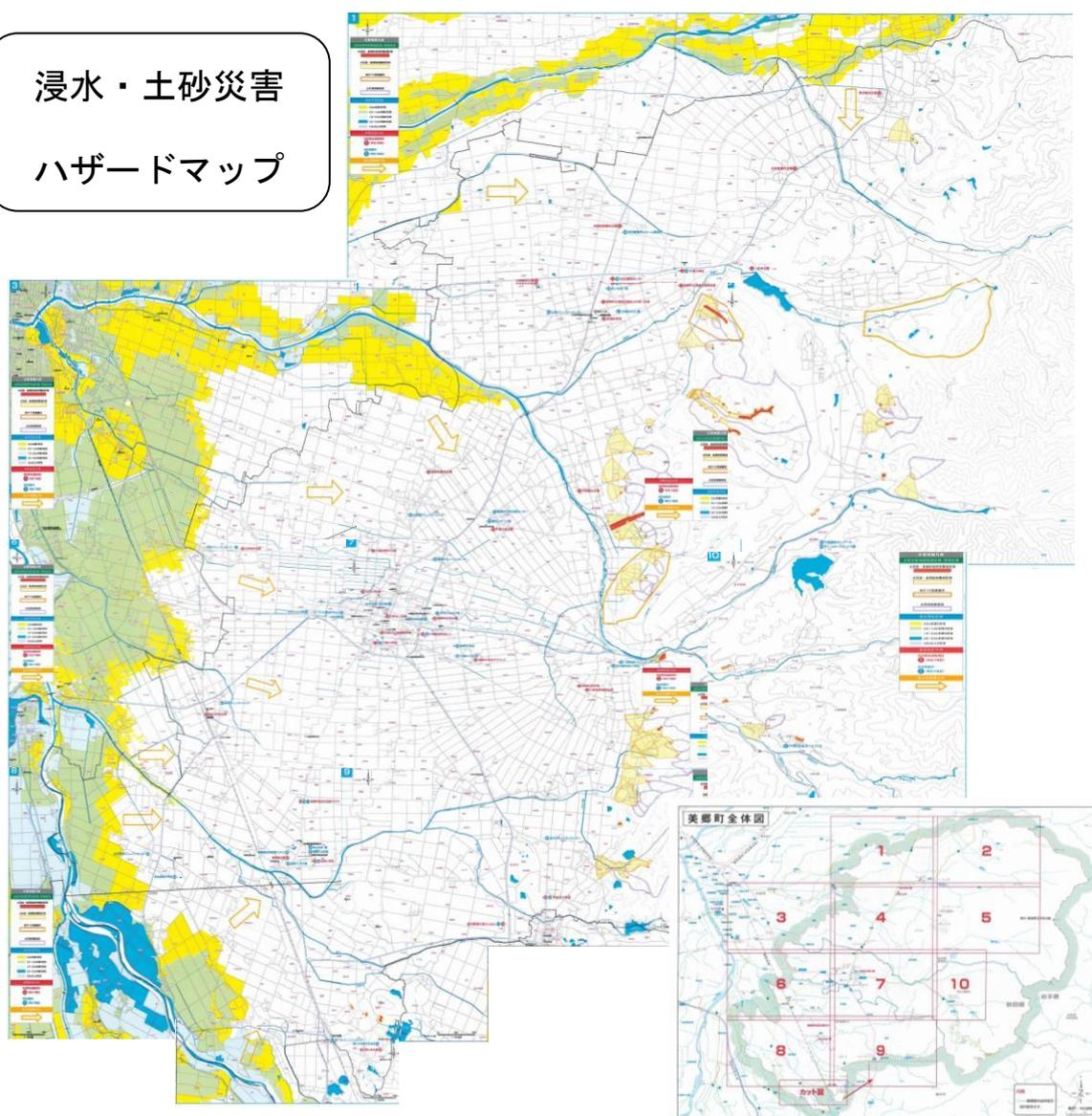
図-4.5.13 震度分布図 (詳細法)

(青枠：アスペリティの位置、 ひし形：破壊開始点の位置)

◎出典：秋田県地震被害想定調査報告書 (平成 25 年 8 月)

※次ページに掲載されているハザードマップのとおり、美郷町においては浸水・土砂災害想定区域が極めて小範囲となっており、前出で示している被害想定は「横手盆地 真昼山地連動」地震を想定しているが、その他の大規模災害に対しても準用するものである。

浸水・土砂災害  
ハザードマップ



(2) 商工業者の状況（令和7年12月31日現在）

- ・商工業者数 763 人
- ・小規模事業者数 705 人

	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製 造 業	64	51	町内各地に点在しているが、浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
建 設 業	239	233	町内各地に分布、製造業同様に浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
卸・小売業	177	162	町内に広く分布しているが、浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
サービス業	229	209	町内に広く分布しているが、浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
そ の 他	54	50	町内各地に点在している
合 計	763	705	

### (3) これまでの取組

#### ①美郷町の取組

- ・美郷町地域防災計画の策定
- ・美郷町業務継続計画の策定
- ・美郷町防災マップの提供
- ・地震防災マップの提供
- ・メール等を活用した美郷町防災情報の発信システム構築

#### ②美郷町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・簡易BCP策定の支援
- ・損害保険への加入促進
- ・防災訓練の実施

## II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりである。

### (1) 事業者BCPの策定が十分に進んでいない

管内事業所のうち、事業継続計画（BCP）を策定している事業者は、製造業や建設業を中心とした一部に限られており、商工業者全体で見ると策定は低調な状況にある。特に小規模事業者においては、BCPの策定がほとんど進んでいないのが現状である。このため、事業所BCPの策定に関する町全体の取組状況は、依然として普及・啓発の段階にとどまっており、事業者自らが主体的に策定に取り組む動きや、これを支援する商工会の取組についても、十分に定着しているとは言い難い。また、普及・啓発活動については、町と商工会の相互の連携による取組強化が十分とはいえず、今後は連携体制の明確化と一体的な支援の推進が求められている。

### (2) 策定支援に必要なスキル習得に課題がある

商工会職員による事業者BCP策定支援については、防災・事業継続に関する専門的な知識や実践的なノウハウの習得がまだまだ十分とは言えない状況にある。このため、より実効性の高い支援を行うためには、専門知識を有する防災分野の専門家や損害保険会社などの関係機関と連携し、職員の支援スキルの向上を図る必要がある。

### (3) 小規模事業者向けのBCP策定ツールが不足している

国や関係機関等からは、事業者BCPの策定に関するガイドラインや様式が提供されているものの、内容が専門的であることから、小規模事業者にとっては取り組む際の負担が大きいとの意見が、事業者および支援者の双方から挙げられている。

### (4) 災害時の応急対策に関する町と商工会の連携体制が十分に整っていない

現状では、町および商工会がそれぞれの業務継続計画に基づき、事前対策や災害発生時の応急対策を実施することとなっているが、災害時における役割分担や連携方法が具体的に整理されていない。このため、被災事業者への迅速かつ確かな支援を行うためには、平時から情報共有や協力体制を明確にした実践的な連携の構築が必要である。

### (5) 新興感染症等への対策が十分に浸透していない

新興感染症等については、ワクチンや有効な治療方法が確立されていない段階で急速な感染拡大が生じる可能性があり、国、県および町が示す対策に準じた対応が求められる。しかしながら事業者において感染症対策を事業継続の観点から整理し、平時から備える取組は十分に浸透しているとは言えない状況にあることから、感染症対策を含めた事業継続の重要性について、継続的な周知・啓発が必要である。

### Ⅲ 目標

美郷町地域防災計画に基づき、発生予知が困難な地震災害をはじめとする大規模自然災害や感染症の流行等に備え、中小企業・小規模事業者が事業を継続できる体制の構築を図る。特に、災害発生時における経済活動の停滞や機能不全を回避することを目的として、町と商工会が一体となり、事前防災の推進及び発災後の早期復旧に向けた支援に継続的に取り組む。

この目標達成のため、管内小規模事業者を主な体操として、次の取組を実施する。

#### (1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

小規模事業者に対し、地域における災害リスクの認識向上を図るとともに、事前対策の重要性について継続的に周知する。あわせて、専門家や損害保険会社等と連携した個別支援体制を構築し、実効性のあるBCP策定支援を強化する。

#### (2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時において迅速かつ正確な情報共有が行えるよう、町と商工会との間で被害状況の把握及び報告に関する連絡体制・報告ルートを平時から整備・運用する。

#### (3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

災害発生後における応急対策及び復旧・復興支援策円滑に実施するため、商工会内部の支援体制を整備するとともに、町及び関係機関との連携体制を平時より構築・強化する。

#### (4) インフルエンザ等を含むウイルス感染症対策の周知及び支援

感染症流行時における事業継続を確保するため、予防接種の推奨、手洗い等の基本的感染防止対策の徹底、体調不良者を出社させない職場ルールの整備を促進する。また、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入の必要性についても周知を行う。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

美郷町と美郷町商工会は、平時からの備えと発災後の迅速な対応を両立させるため、役割分担と連携体制を明確にし、次の事業を一体的に実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

多発する自然災害、事故、感染症等の様々な経営リスクから事業者を守り、事業の継続・早期再開を支援するため、本計画に基づき、町と商工会の役割を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組める体制を構築する。

#### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、次の取組を行うこととする。

##### ・ 広報等による啓発活動

当町のハザードマップをそれぞれの事務所に掲示するほか、会報や町広報、ホームページ等において、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### ・ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易計画含む）の策定について、職員の巡回指導により、災害リスクへの様々な対策（ヒト・モノ・カネ・情報）について検証し、またリスクを軽減するための取組や対策について助言・支援を行う。また、事業継続に関する専門家によるBCPセミナーを開催するとともに、行政施策や保険制度などの情報収集・提供を行う。

#### ② 美郷町商工会の業務継続計画（BCP）の運用・見直し

令和2年度に策定した美郷町商工会業務継続計画（BCP）について、社会情勢や災害リスクの変化を踏まえ、定期的な見直しと改善を行う。

#### ③ 関係団体との連携強化

専門家派遣制度を積極的に活用し、事業者BCPの策定を支援する。また、関係機関への普及啓発リーフレット等の備え付けの依頼をする。

#### ④ フォローアップ体制の構築

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握し、策定の有無や内容についてデータベース化するとともに、社会的情勢や、事業環境の変化による計画の見直しなど、更新が的確に行われているかどうか、継続的に進捗を把握しフォローアップを行う。

#### ⑤ 訓練の実施

美郷町、美郷町商工会、秋田県商工会連合会との連絡体制や情報伝達ルートの確認等を行う訓練を定期的実施する。

## ＜ 2. 発災後の対応＞

発災時においては、人命の安全確保を最優先とし、その上で、次の手順により地区内の被害状況を迅速に把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡・調整等を行う。

また、感染症の発生・流行時には、職員の健康状態の確認、事務所内の消毒、手洗い・うがい等の基本的感染防止対策を徹底する。さらに「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府による緊急事態宣言が発令された場合には、美郷町に設置される対策本部と連携し、商工会として必要な感染症対策及び事業者支援を実施する。

### ①安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

団体名	内容
美郷町商工観光交流課	○職員：発災後 1 時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
美郷町商工会	○職員：発災後 1 時間以内にLINE グループ機能にて確認 ○三役：3 時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1 日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2 日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

### ②安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口		報告先
	第 1 順位	第 2 順位	
美郷町商工観光交流課	課 長	商工観光交流班長	災害対策本部等
美郷町商工会	事務局長	副事務局長	秋田県商工会連合会

### ③被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の 10% 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 1 % 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の 1 % 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 0. 1 % 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※連絡が取れない区域においては、大規模な被害が生じているものとする。

#### ④美郷町と商工会における被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災直後	速やかに情報を共有する
発災後～1週間以内	1日に1回以上共有する
2週間以内	2日に1回以上共有する
1ヶ月以内	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月超	適宜共有する

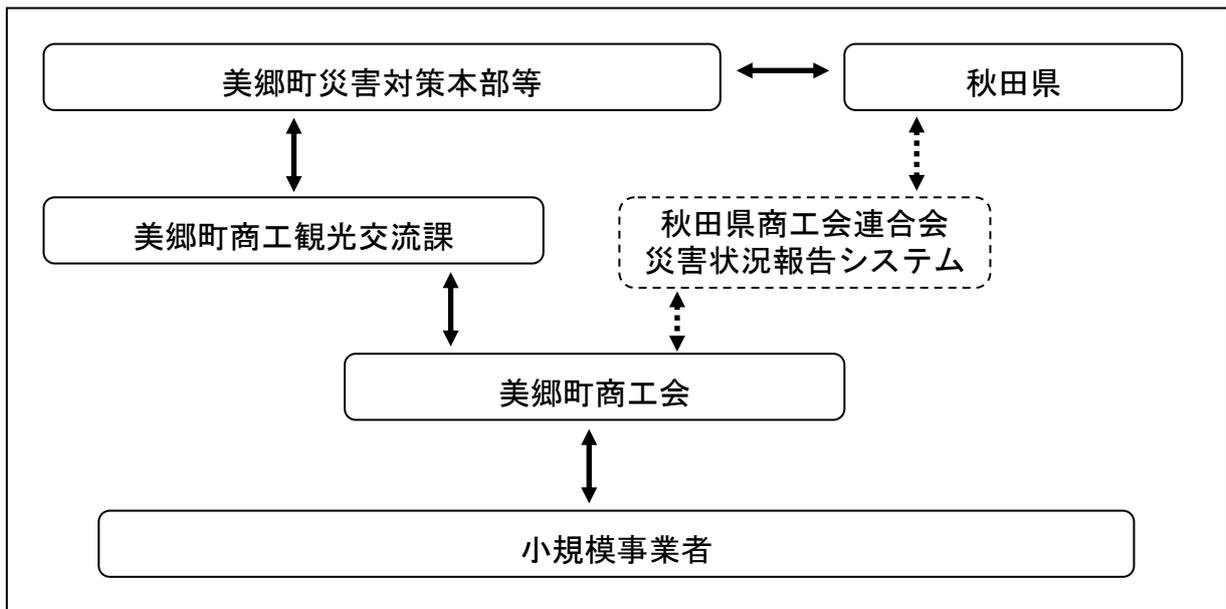
#### < 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

発災時においては、管内事業者の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、指揮命令系統を明確にした連絡体制を構築する。これにより、二次被害の防止を図り、被災地域における必要な活動の実施について適切に判断・決定するものとする。また、美郷町と商工会が共有した被害状況等の情報については、秋田県、秋田県商工会連合会が指定する方法により、速やかに報告することをあらかじめ確認しておく。

なお、感染症の大規模流行が発生した場合には、国および秋田県から示される情報や方針に基づき、当商工会と美郷町が共有した情報を、秋田県が指定する方法により、当商工会または美郷町から秋田県へ報告するものとする。

なお、連絡体制図は次のとおりである。

#### ・指揮命令・連絡体制図



#### < 4. 応急対策時における地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、美郷町と事前に協議のうえ調整を行う。
- ・職員および来訪者の安全が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、詳細な把握および確認を行う。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、秋田県、美郷町等が実施する施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知を行う。
- ・国、秋田県および美郷町から、相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合は、これに従い対応するものとする。
- ・感染症の拡大により事業活動に影響を受けている、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援を実施するために相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

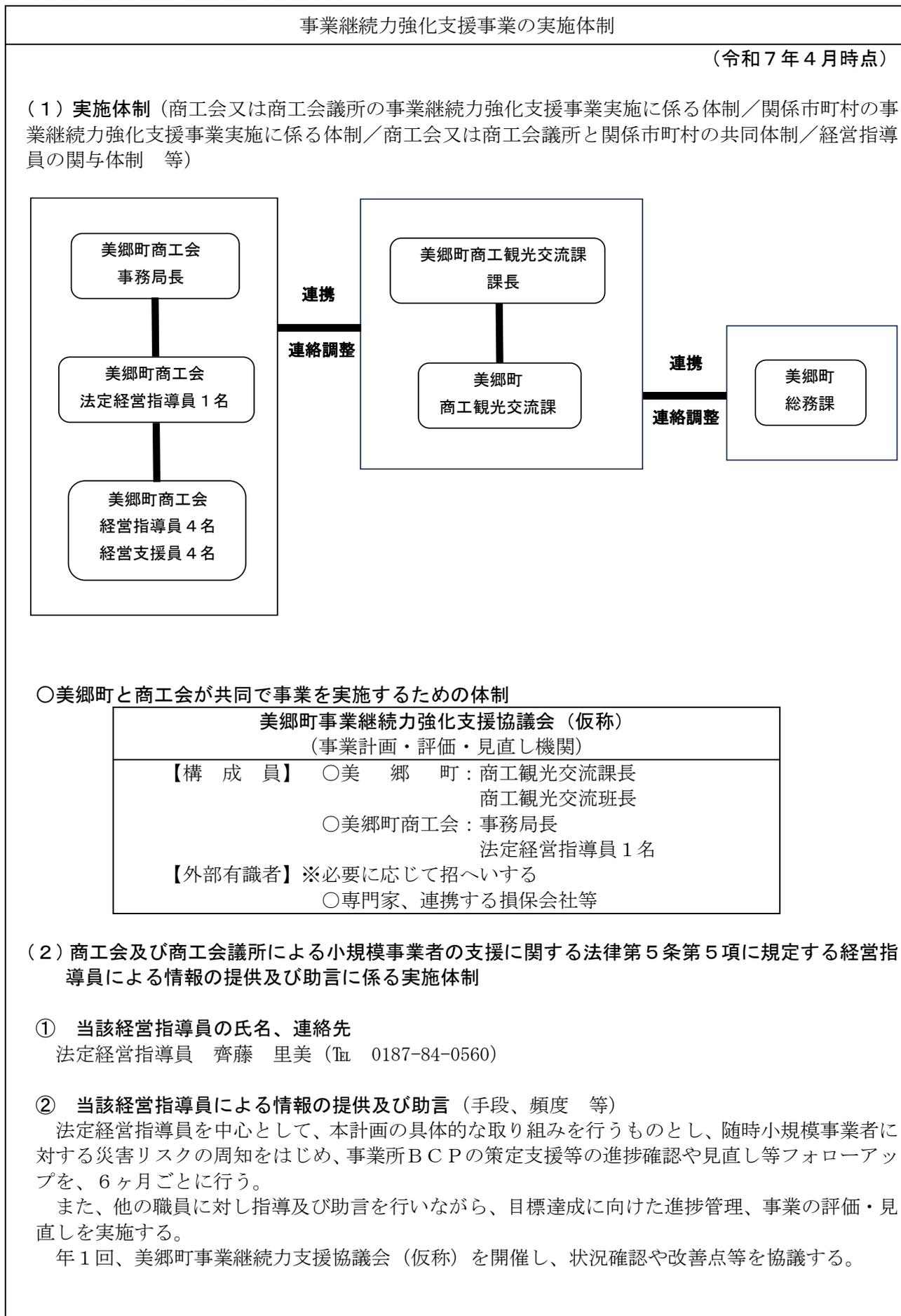
- ・秋田県および美郷町の復旧・復興方針に従い、支援の方向性を定め、被災した小規模事業者に対する支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地域の職員のみでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等について、秋田県等と協議・相談を行う。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



**(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

**① 商工会／商工会議所**

美郷町商工会

〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字大町35番地

TEL 0187-84-0560 FAX 0187-84-0565

misato@skr-akita.or.jp

**② 関係市町村**

美郷町 商工観光交流課

〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

TEL 0187-84-4909 FAX 0187-85-2107

kanko@town.misato.akita.jp

**※その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	470	470	470	470	470
1. BCP策定支援研修開催費 ・講師謝金・旅費					
2. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・広告料	110	110	110	110	110
3. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	250	250	250	250	250
4. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	80	80	80	80	80
5. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費	30	30	30	30	30
6. 防災・感染症対策費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、特商負担金、国・県・町補助金、事業収入等
ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等